

質保証及び情報公表等に関する現状について (事務局説明資料)



文部科学省

目次

- 1. 「知の総和」答申について……………3
- 2. 高等教育機関の質保証について……………10
- 3. 高等教育機関における情報公表について…29

1. 「知の総和」答申について

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会(令和7年2月21日)

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人** (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見**し**解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指す姿

我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」(数×能力)を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

- 「質」の向上** : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること
- 「規模」の適正化** : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保
- 「アクセス」確保** : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために教育研究の「質」を高める

重視すべき観点



①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成(**文理横断・融合教育**等)
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進(AI活用等)
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化



②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性**・流動性の向上(留学生、社会人、障害のある学生等)
- イ. 学生への**経済的支援**充実(社会全体で支える学生の学び)



③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立(ガバナンス改革等)
- ウ. **国際化**の推進(留学モビリティ拡大等)



④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ促進
- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の向上
- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）** 等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ)（仮称））**の構築
- 全国学生調査の活用



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

（3）高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等

2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等



我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（１）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（１）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

（２）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 （修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や 連携、再編・統合の推進 に向けた検討 ▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化 （見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

（３）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の価値	高等教育は国力の源泉であり、 高等教育への投資は未来への先行投資
②高等教育への信頼	学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して 情報公表
③必要コストの算出	教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
④高等教育投資の在り方	公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担 のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の 持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組（2～3年以内まで）	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組（5～10年程度）	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

新たな高等教育の質保証・向上システムの構築に向けて（中教審）

中央教育審議会大学分科会（第178回）特別部会における 主な意見（認証評価関係）

- 大学の評価は決して偏差値で表されるものではなく、学生の満足度や就職後の追跡等による評価も必要ではないか。大学間の教育の伸び代をベースにした競争の仕組みをつくっていくことが重要で、これは日本社会全体の再生に必須である。
- 大学・大学院の教育の質を上げていかないと、海外から優秀な留学生を呼び込むこともできない。認証評価の在り方とも大きく関わっているのでは。
- 評価結果については（悪いものも含め）、世間にしっかり公表していくべき。
- 認証評価機関によって基準にばらつきがあるため、認証評価機関のメタ評価機関をつくり、国際的に通用する認証評価機関にしていけることが重要。評価も項目ごとにA、Bといった形で評価・公表しないと大学の特徴が分からない。
- 新しい評価を考える際は、学位プログラムを担っている教育機関の学部・学科レベルできちんと評価できるように考え直すべき。

答 申

新たな質保証・向上システムの構築

<具体的方策>

（認証評価制度の見直し）

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

中央教育審議会

『我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）』

（令和7年2月21日）から抜粋

＜参考１＞新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）

現行の仕組み

制度見直しのイメージ

各大学の学内での取組 （内部質保証）

質の改善に向けた組織的な活動
の実施

大学

自己点検・評価

教育研究活動

自己改善

現在の内部質保証システムの充実
を図りつつ、新たな第三者評価への
連動・活用を通じて内部質保証制
度の更なる実質化を図る

第三者評価

現在の認証評価

対象：大学の教育研究等の総合
的な状況（機関別評価）

結果：大学評価基準への適合状
況を評価（適合・不適合）

新たな評価制度

対象：学部・研究科等

結果：教育の質を数段階で示す

- ・定性的評価
- ・教育情報データベースを活
用した定量的評価

社会へのアカウンタビリティ

・大学自らの情報公表

・大学ポートレート（※）による各
大学ごとの教育情報の公表

※各大学間の比較不可

・認証評価機関における認証評
価結果の公表

・大学自らの情報公表の充実

・国民が分かりやすい評価結果の
公表

・新たな評価におけるデータベースと
連携した新たなデータプラットフォー
ム（※）の構築

※各大学間の比較可能

⇒学修者や進学希望者が各大学
の教育力を把握できるような情報
を公表

・全国学生調査の結果のフィー
ドバック

新たな評価制度への移行を通じて、事務手続等の負担軽減を実施

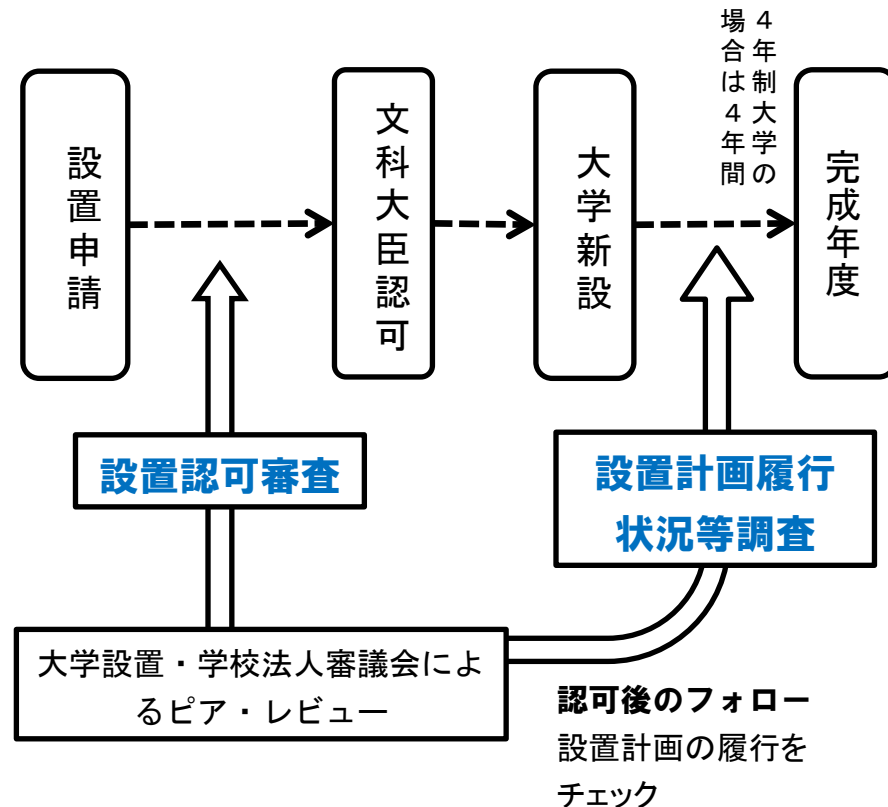
2. 高等教育機関の質保証について

我が国の大学の質保証のイメージ図

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

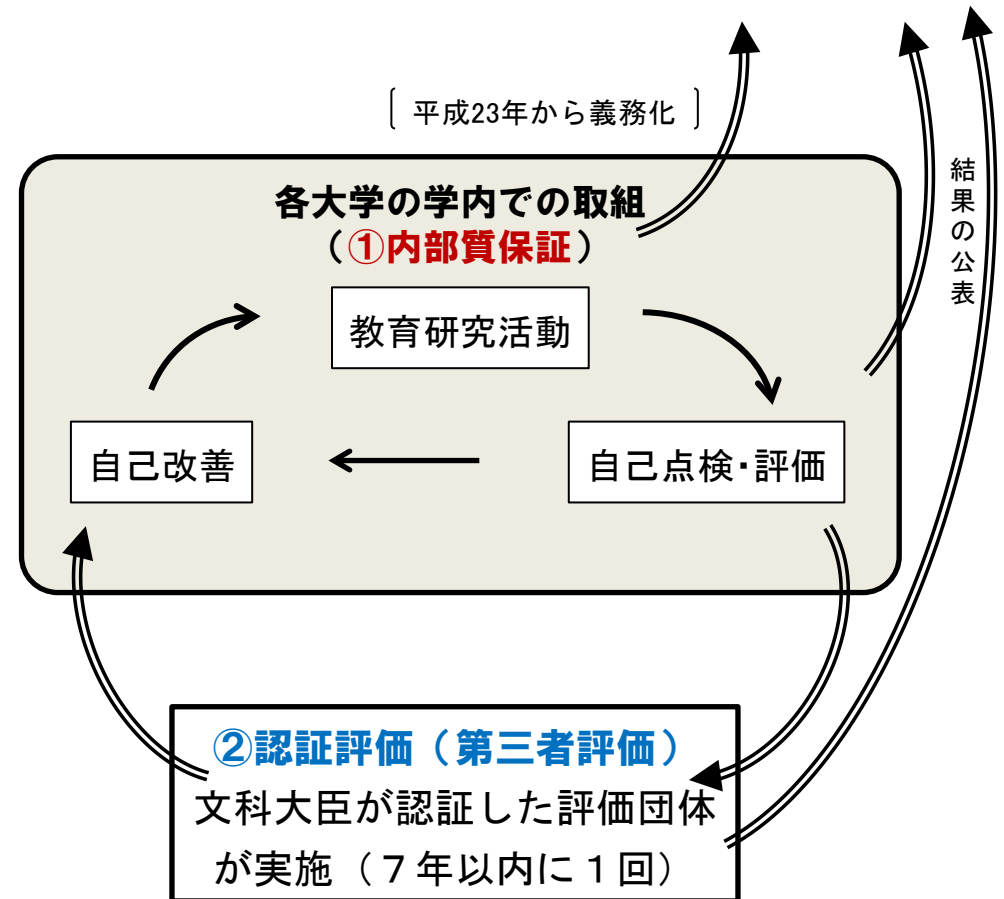
【設置認可審査等による入口における質保証】

（大学の設置申請から完成年度までの質保証）



【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】

③社会への情報公表



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める（教育研究水準を確保）

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。
また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科 等
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科等については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【設置認可の流れ】（標準スケジュール）

- ①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前々年度3月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設5ヶ月）、答申
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の収容定員充足率が一定割合未満及び0.5倍を上回ること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・卒業又は修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教育研究実施組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、学部学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織が編成されていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有していること。

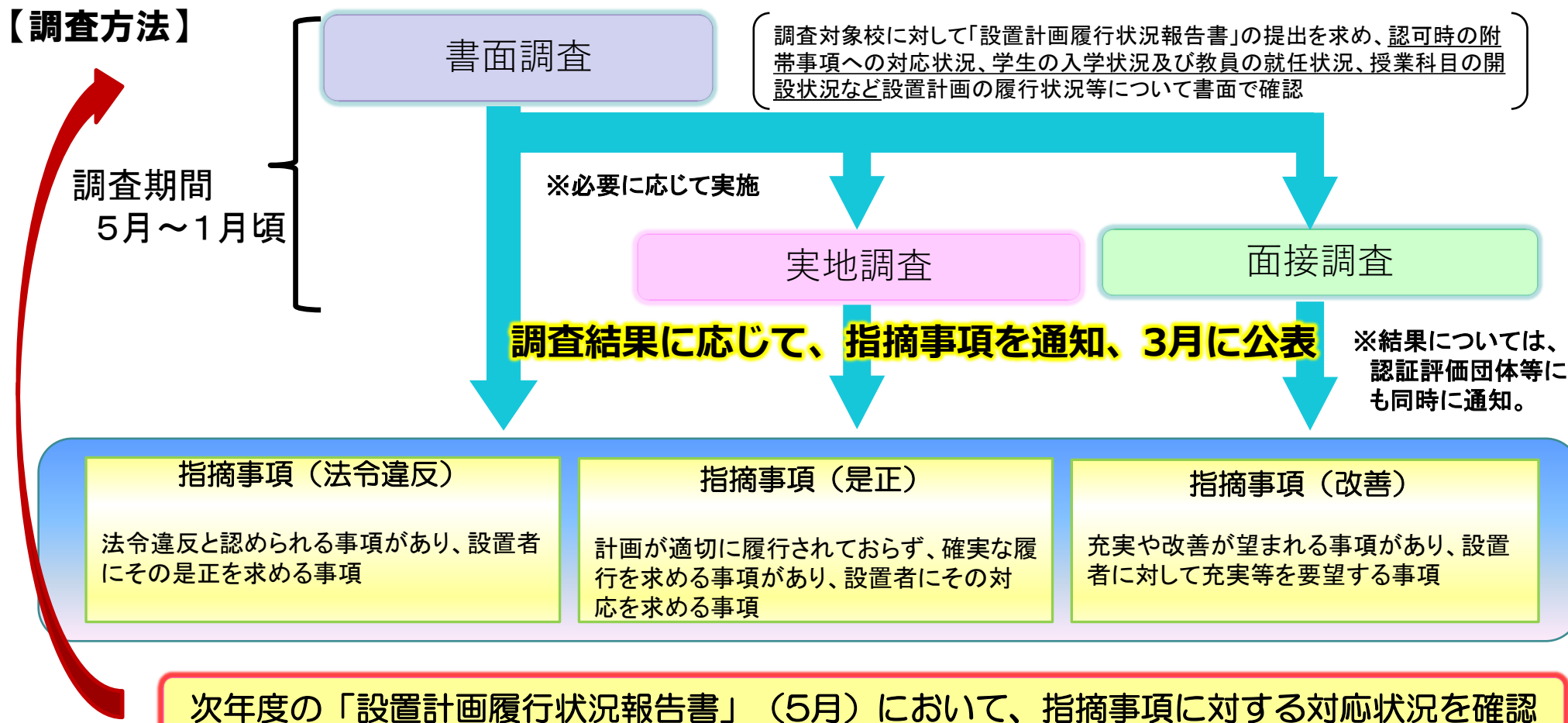
◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く）であり、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限り）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者であること。

設置計画履行状況等調査について

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】



- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

認証評価制度導入に関するこれまでの経緯

平成3（1991）年2月 大学審議会答申「大学教育の改善について」

大学設置基準の改正

- 各大学で多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定の弾力化（大学設置基準の大綱化）。
- 各大学が自らの責任において教育研究の普段の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入。

平成10（1998）年10月 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」

翌年 大学設置基準の改正

- 大学の自己点検・評価の実施と結果公表を努力義務化。加えて、当該大学の職員以外の者による検証を行う外部評価を努力義務化。

平成13（2001）年12月 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」

- 第三者による継続的な評価認証（アクレディテーション）制度の導入を提言。

- ✓ 大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な評価認証（アクレディテーション）を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入すべきである。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置を講じることができることとすべきである。

- その他、大学・学部の設置規制の準則主義化を提言。また、学部の下部組織である学科については、届出のみで設置又は廃止を可能とすべきとした。

平成14（2002）年8月 中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」

- 設置認可の在り方の見直しや第三者評価制度の導入を提言。

- ✓ 現在、国による厳格な設置認可と各大学の自己 大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三努力に負っている大学の質の保証システムについて、設置認可を弾力化し大学が自らの判断で社会の変化等に対応した教育研究活動を展開できるようにするとともに、設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することにより、大学の自主性・自律性を踏まえた新たな質の保証システムを構築する。
- ✓ 大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その結果を公表し社会的評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促す制度を導入する。

学校教育法の改正

①設置認可の見直し（平成15（2005）年度審査から適用）

- 届出制度の導入
- 抑制方針の撤廃
- 設置審査の準則化（※）
- （※）大学設置基準等告示の改正・制定

②認証評価制度の導入（平成16（2006）年度より適用）

- 全ての大学が7年毎に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることの義務付け
- 認証評価機関の結果公表

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

事前規制から
事後チェックへ

認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、第4サイクル目

評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

近年の主な改善事項

～H30.4施行～

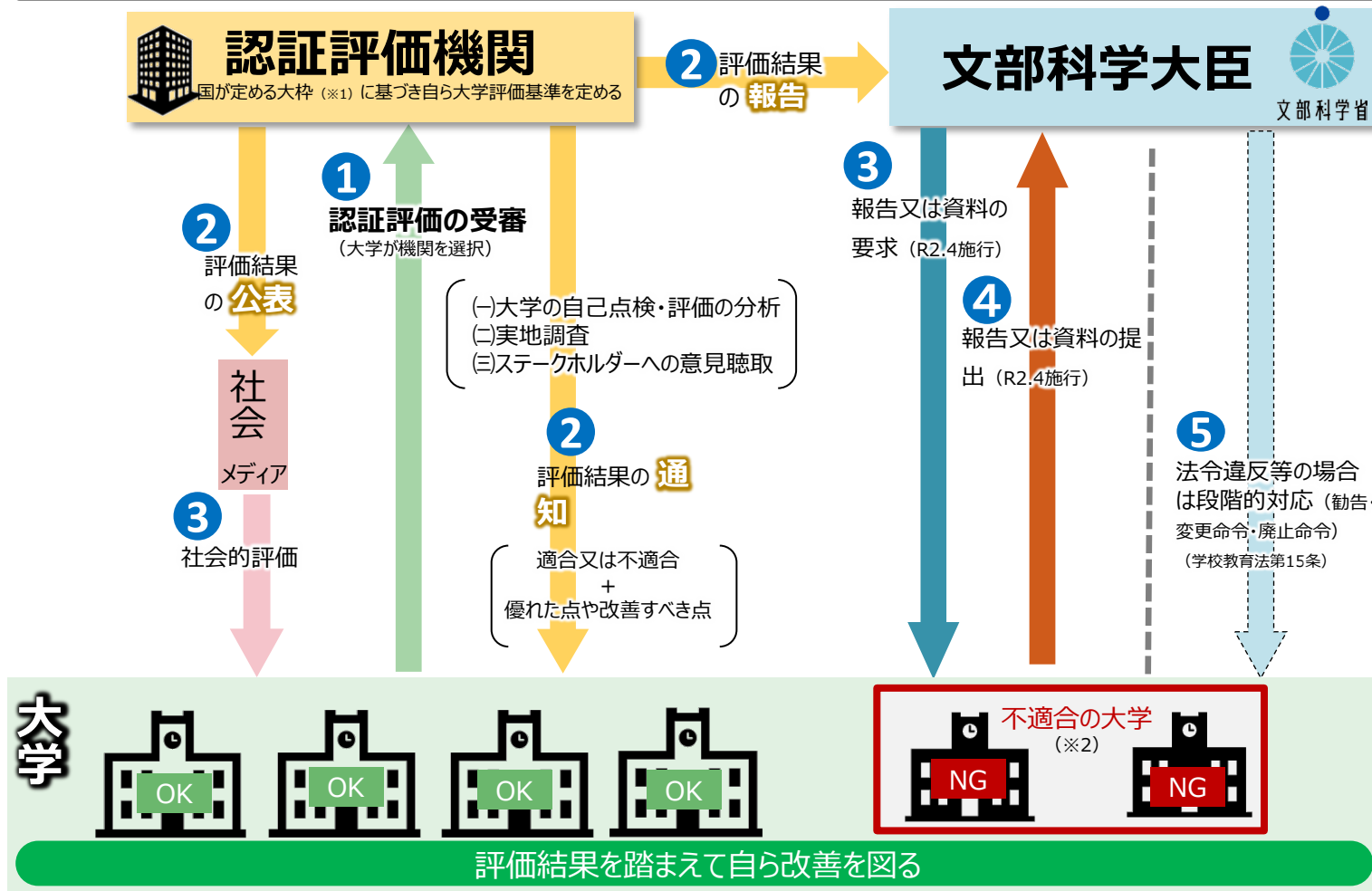
- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

～R7.4施行～

- 機関別・分野別の評価基準に共通して定めなければならない事項として、①継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること、②学修成果の適切な把握及び評価に関することを追加



(※1) 大学評価基準の大枠（細目省令）

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他

(※2) 不適合であることを理由に、学校教育法における認可取消や、私立学校法における解散命令が為されるものではない

大学評価基準について

認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準に従って行う（学校教育法第109条）。

大学評価基準に定める項目及び評価方法等は、省令（※）で定められた細目に従って各認証評価機関において定める。

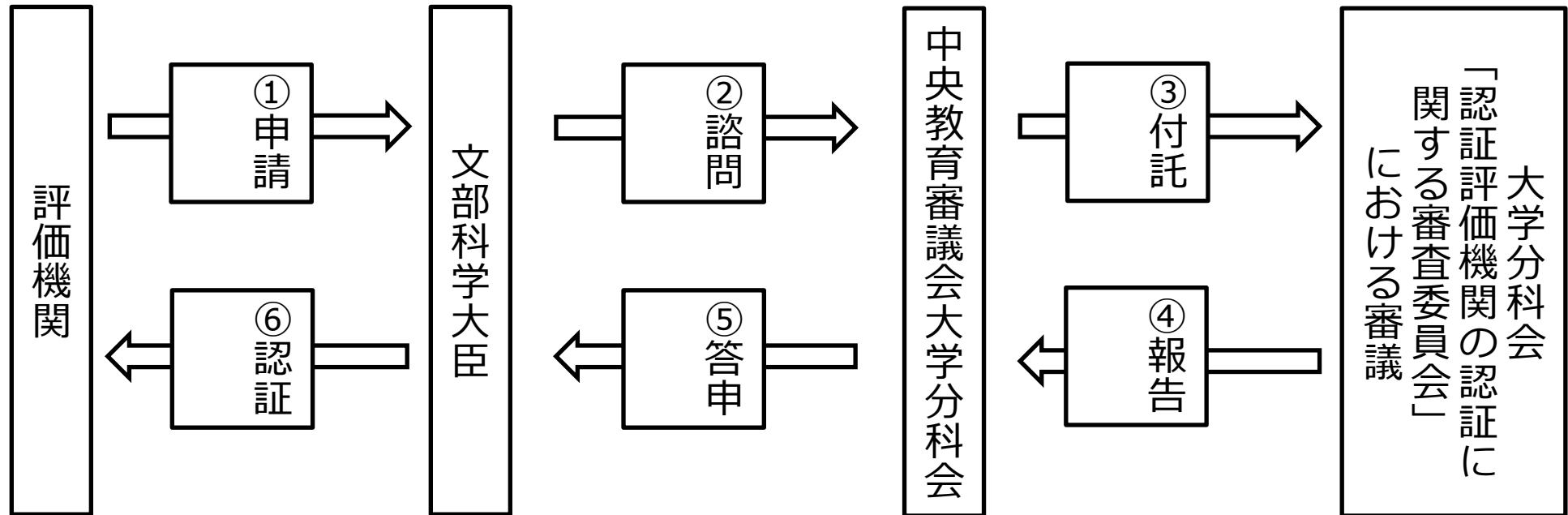
※学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

評価基準・評価方法に係る細目		
機関別	分野別	うち法科大学院
●学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ●特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての实地調査が含まれていること。 ●継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること。		
●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①教育研究上の基本となる組織 ②教育研究実施組織等 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証） ⑧財務 ⑨その他教育研究活動等 ●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 ●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。	●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①教員研究実施組織等 ②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。） ③施設及び設備 ④学修の成果（進路に関することを含む。） ⑤その他教育研究活動等	●評価方法が、連携法（※）第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。 ※法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
	●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定 ②専任教員の適切な配置その他の教員研究実施組織 ③入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理 ④教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成 ⑤一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定 ⑥連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法 ⑦学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定 ⑧授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施 ⑨教育活動等の状況に係る情報の公表 ⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定 ⑪単位及び法学既修者の認定 ⑫課程の修了認定 ⑬教育上必要な施設及び設備 ⑭図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑮法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況 ⑯連携法科大学院における認証評価の実施状況	●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。
●評価方法に関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。		

認証評価機関の認証について

認証評価は、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）により実施（学校教育法第109条）。

認証評価機関の認証に係る手続



認証評価機関の認証要件

- ①大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- ②認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- ③認証評価結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- ④認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- ⑤認証取消し後2年以内の法人ではないこと。

1. 機関別認証評価機関

認証評価機関名		評価の対象	認証日
公益財団法人	大学基準協会	大学	平成16年8月31日
独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構		平成17年1月14日
公益財団法人	日本高等教育評価機構		平成17年7月12日
一般財団法人	大学教育質保証・評価センター		令和元年8月21日
一般財団法人	大学・短期大学基準協会		令和2年3月30日
一般財団法人	大学・短期大学基準協会	短期大学	平成17年1月14日
公益財団法人	大学基準協会		平成19年1月25日
公益財団法人	日本高等教育評価機構		平成21年9月4日
独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年7月12日

2. 分野別認証評価機関（計 14 機関（実数））

（1）専門職大学院（計 13 機関（実数））

認証評価機関名		評価の対象分野	認証日
公益財団法人 独立行政法人 公益財団法人	日弁連法務研究財団 大学改革支援・学位授与機構 大学基準協会	法科大学院	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日
一般社団法人	ABEST21 International	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成19年10月12日
公益財団法人	大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成20年4月8日
特定非営利活動法人	国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日
一般財団法人	日本助産評価機構	助産	平成20年4月8日
公益財団法人	日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年9月4日
公益財団法人	大学基準協会	公共政策	平成22年3月31日
公益財団法人	日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年3月31日
一般財団法人	教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成22年3月31日
一般社団法人	日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成22年3月31日
公益財団法人	大学基準協会	公衆衛生	平成23年7月4日
一般社団法人 公益財団法人	ABEST21 International 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年3月29日
一般社団法人	専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年7月31日
公益社団法人	日本造園学会	環境・造園	平成24年7月31日
公益財団法人	大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年3月29日
一般社団法人	日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年2月2日
公益財団法人	大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年8月24日
公益財団法人	大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日
公益財団法人	大学基準協会	広報・情報	令和2年3月30日
一般社団法人	専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年5月10日

（２）専門職大学・専門職短期大学（計 2 機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	リハビリテーション（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ファッションビジネス（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	動物ケア（専門職短期大学）	令和５年１１月６日
特定非営利活動法人職業教育評価機構	経営情報ビジネス（専門職大学）	令和６年３月２９日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	経営ビジネス（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	情報工学（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	アニメ・マンガ（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職短期大学）	令和７年１月３１日

認証評価の実施状況

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
		第1サイクル							第2サイクル							第3サイクル							
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	3,445
評価結果	適 合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	194	53	105	149	225	212	196	185	3,329
	保 留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	2	1	4	4	32
再（追）評価 （※2）	適 合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	1	1	0	0	73
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	1	0	0	0	14

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
		第1サイクル							第2サイクル							第3サイクル							
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	11	20	1	217
評価結果	適 合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	10	20	1	175
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	42
再（追）評価 （※3）	適 合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	29
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院以外）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	22	17	38	32	390
評価結果	適 合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	24	27	22	17	38	32	378
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	10
再（追）評価 （※4）	適 合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）
（平成28年3月18日）

省令改正

（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

（1）大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**（※）に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組（**内部質保証**）に関する事。← **重点的に認証評価を行うものとする。**

（2）設置計画履行状況等調査（AC）との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

（1）認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

（2）認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

（3）認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- ◎ 評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）
- ◎ 大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- ◎ 認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、**学生等からの意見聴取**に取り組む）
- ◎ 各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む） など

その他

- ◎ 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用（平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする）

認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討。

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

背景

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能**している。
- しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。

⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、
①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、②**大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・「**学生の学びの質と水準**」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような**研究環境の整備や充実等**についても**一定程度確認**する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（１）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。 等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（２）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。 等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。 等

（３）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（４）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。 等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。 等

認証評価制度の改善③(令和4年～)

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

<認証評価制度の改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学習成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の担保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の確保】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間の短縮化(例:3年)。

細目省令改正

令和6年3月29日公布、令和7年4月1日施行

機関別・分野別の評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下を追加。

- 継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること
- 学修成果の適切な把握及び評価に関すること

その他

○各認証評価機関に対して通知を発出し、以下の事項等について対応を依頼。

- 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とするとともに、その結果を公表すること。
- 他機関の評価委員会や実地調査への職員の陪席、合同研修等の充実など、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組を検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。
- 評価対象大学等において、内部質保証体制が整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。
- 学校教育法や学校教育法施行規則、大学設置基準等の法令に対する適合性の評価に当たり、評価対象大学等のウェブサイトに当該情報が公表されている場合には、評価対象大学等に対してそのURLの提示を求めることにより、その根拠資料の提出を免除するなど、法令適合性に関する評価項目や評価手法の簡素化に係る取組の更なる充実を推進すること。
- 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。
- 評価の結果、適合認定を受けられなかった大学等に対して、当該大学等の教育研究水準の向上に資するよう、再度評価を受けることを推奨すること。

等

○各大学等に対して事務連絡を発出し、認証評価機関による評価の結果、適合認定を受けられなかった場合は、当該評価において改善が必要とされた事項の速やかな改善を図り、再度評価を受け、適合と認定されるよう要請。

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

主要国における大学の設置認可及び質保証制度の状況

国 名		アメリカ	イギリス		ドイツ	フランス	中国	韓国
設置認可	大 学 数	2, 679 (2019)	295 (2020)		422 (2020)	71 (2020)	1,270 (2021)	200 (2022)
	国 立	772	0		10	71	114	43
	連 邦 立 州 立	254						
	公 立	—	—		—	—	744	1
	私 立	1, 907	295		168	—	412	156
	学生数(千人)	14, 039	2, 874		2, 944	1, 529	19, 060	1, 938
	国公立(%)	9, 103 (64.8%)	—		2, 638 (89.6%)	1, 529	14, 208 (74.5%)	442 (22.8%)
設置認可	私立(%)	4, 937 (35.2%)	2, 874 (100%)		307 (10.4%)	—	4, 852 (25.5%)	1, 496 (77.2%)
	主たる機関種	私立大学	私立大学		州立総合大学 州立専門大学	国立大学	国公立大学／私立大学	私立大学
	大学の設置認可	州が認可	国が認可		州が設置	国が設置	国が設置	国が認可
	学部等の 新設・改廃	州政府の認可 (適格認定された大学の場合、 当該適格認定団体への届出を もって認める州もある)	大学が決定		州により、州の同意を必要と している場合や、大学に報 告義務のみ課している場合 あり	大学が決定	国に届出 (設置認可の際認定された 分野の範囲)	国が認可
質保証制度	学生定員	大学の裁量(※)	大学の裁量		各州が定めた基準に基づい て各大学が決定するが、州 の高等教育所管省への報告 義務あり	・学士課程: 国が決定 ・修士課程: 国との対話の 後大学が決定	国が大学ごとに総定員を 定め、その中で大学が各学 部等の定員を決定し、国に 届出	国公立: 国が定める。 私立: 校舎、校地、教員。受 益用基本財産により定めら れる学生数の範囲内で大 学が定める。
	質保証機関	各適格認定団体	研究評価: リサーチ・イン グランド(RE)	教育評価: 高等教育質保証 機構(QAA)	アクレディテーション委員会の認定 を受けた各種アクレディテーション 団体	研究・高等教育評価高等審 議会(HCERES)	教育部	国または、国が認定した質 保証機関
	質保証機関 の性格	民間(大学や専門職団体な どが組織)	準政府機関	非営利法人	欧州品質保証登録簿(EQAR) に登録されている公法上の財 団、非営利社団等	独立行政機関	国	国、非営利法人
	開始時期	20世紀前半	1986年	1992年	2000年	1984年	2004年	2007年
備考	義務付け	なし (但し、教育プログラムに関す る適格認定が専門職資格取得 と連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	有	自己評価結果及び情報公 開は義務 認証評価は任意
	備考	・機関別評価と専門分野別 評価がある ・設置認可の更新制を採っ ている州の中には適格認 定更新時の審査免除要件 としている例あり	・現在の研 究評価であ る研究評価 枠組み (REF)の開 始は2014年	・QAAは、大学 規制当局であ る学生局(OfS) と契約を結んで 教育評価を実 施。	・アクレディテーション委員会とは、 各州の行政協定の締結で設 置された各州文部大臣会 議・大学学長会議の附属機 関 ・評価対象は学士・修士の課 程のみ	・大学型教育を提供する私 立高等教育機関は36機関 ある。ただし、私立高等教 育機関は学位授与権を持 たない。また、「大学」の名 称を用いることができない。	・評価は教育活動を対象 ・1994年から本格的に開始 した国・地方による大学評 価が2003年から現在の形 態になった。	

※アメリカの私立大学については、設置申請や運営許可更新時に事例毎に適切な教育が提供されるか否かを判断するのが一般的である。州によっては学生1人当たり床面積や教員1人当たり学生数など一定の要件を課しているところもある。州立大学についても州の調整委員会もしくは複数キャンパスを統括する大学理事会が各キャンパスの定員を調整する。

出典: 文部科学省調べ。

主要国における大学の教育評価に係る指標と結果の活用状況

国名	アメリカ(テネシー州の例)	英国(イングランドの例)	ドイツ(ベルリン市の例)	韓国
制度	アウトカム・ファンディング	教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)	業績に基づく資金配分	大学基本能力診断評価
概要	州立高等教育機関に対する州交付金について、明確な成果指標と連動させる資金配分モデル。	イングランドの各高等教育機関における教育及び学習の卓越性を「色」による格付け(金、銀、銅)を実施。	高等教育機関の活性化と効率化を図るため、州からの予算配分の一部について、特定の評価指標(教育、研究、同等性・多様性)の業績を反映。	大学の量的規模を縮小し、教育の質を高めるため、2015年から2023年までの大学定員16万人削減を目指して実施。
指標	州の運営交付金を原則全て成果指標と連動	学生局によるTEFの指標の大枠は「学生の経験」及び「学生の成果」	教育、研究、同等性・多様性に係る指標	4年制大学の指標
学生	—	—	- 標準学修期間内の学生数 - 高度な職業資格を有する標準修業期間内にある学生数(多様性) - 初等教育段階及び就学前保育・教育段階の教育を専攻する標準学修期間内にある男子学生数(多様性)	- 新入生充足率(12点) - 在学生充足率(8点)
教育の質	—	- 学科の教育内容に関する満足度(全国学生調査(以下「NSS」。)) - 成績及び評価とそのフィードバックに関する満足度(NSS)	—	- 教育課程の運営及び改善(20点) - 授業管理及び学生評価(9点)
学習環境	研究・サービス(間接経費の配分が行われる活動の支出額)	- 学生支援に関する満足度(NSS) - 学生定着率	専攻当たりの社会人対象学士課程(オンライン学修、遠隔学修、夜間学修のプログラム)の提供件数(多様性)	- 専任教員確保率(15点) - 教育費還元率(5点) - 学生の学習支援(5点) - 進路・心理相談支援(4点) - 就職・起業支援(4点)
学修成果	- 学生の単位修得状況 - フルタイム換算学生100人当たり学士号・準学士号取得者数 - 学士号・準学士号取得者数 - 修士号・教育専門学位取得者数 - 博士号・法学学位取得者数 - 卒業率	- 卒業後の就職あるいは継続学習率 - 卒業後の高技能職への就職あるいは継続学習率	- 標準学修期間内の修了者数 - 教員養成課程の修了者、中途入学者の数 - 総合大学と応用科学大学(=専門大学)との博士号の共同授与件数(研究)	- 卒業生就職率(3点) - 維持就職率(2点)
運営その他	—	—	- 外部資金の獲得額(研究) - 出版物数(研究) - 地域連携数(研究) - 新任の終身教授職に占める女性割合(多様性)	- 特性化計画や中長期計画の発展計画(2点) - 自律指標(2点) - 法人のアカウンタビリティ(4点) - 構成員の参画・意思疎通(5点)
評価結果の活用状況	ほとんどの州で、他のファンディングモデルと組み合わせながら、州交付金を明確な成果指標と連動させて配分している。配分比率は交付金の1%未満から100%まで州により様々である。	格付けを通じて、大学進学先の選択等に役立つ情報を提供するとともに、TEFの称号を獲得した機関は最高9250ポンドまで授業料の引き上げが可能。TEF受審で称号が付与されなかった機関は「要改善」に分類され、授業料の引き上げができない。	市から配分される補助金の一部(総合大学で平均66%、専門大学で平均74%、芸術大学で平均50%)に評価結果が反映される。補助金上限は事前に決まっており、全ての指標で目標値を達成すれば、大学は満額で補助金を受け取ることができる。	ペナルティ等が無い「自律改善大学」、財政支援事業への参加に一部制限を受ける「能力強化大学」、財政支援事業に参加できない「財政支援制限大学」の3つに分類され、「能力強化大学」「財政支援制限大学」に定員削減勧告が行われた。

出典: 文部科学省調べ。

3. 高等教育機関における 情報公表について

大学の情報公表に関する制度の経緯

平成11年 大学設置基準の改正

- ・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定（第2条）

平成16年 国立大学法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・財務情報等の公開義務を規定（独立行政法人通則法第38条を準用）

平成16年 地方独立行政法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定（第34条）

平成16年 学校教育法の改正

- ・自己点検・評価の公表を義務化（第109条）
- ・認証評価制度の施行

平成17年 私立学校法の改正

- ・財務情報等の公開義務を規定（第47条）

平成19年 大学院設置基準の改正（平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定）

- ・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定（第2条の2、第25条の2）

平成19年 学校教育法の改正

- ・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（第113条）

平成23年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第172条の2）
- ・認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

※ このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、期間要件確認に関する情報を公開を求めている。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)

情報公表を促す制度・指針等について

項目	大学が公表すべき 教育情報 (学校教育法施行規則 第172条の2)	高等教育の修学支援新制度 機関要件 (大学等における修学の支援に 関する法律施行規則第2条)	大学ポートレート	教学マネジメント指針
基本情報	➤ 大学の教育研究上の目的 ex) 大学の教育研究上の目的、3つのポリシー ➤ 教育研究上の基本組織 ex) 学部、研究科の名称			—
教育情報	➤ 教員 ex) 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ➤ 学生 ex) 入学者数、収容定員、学生数 ➤ 進学及び就職 ex) 卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況 ➤ 教育課程 ex) 授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価 ➤ キャンパス ex) 校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境 ➤ 費用 ex) 授業料、入学金 ➤ 学生支援 ex) 修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援			➤ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例 ex) 学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア ➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex) 教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、教学IRの整備状況
		【任意項目】 ➤ 学修成果・教育成果に関する情報例 ex) 修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲 ➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex) GPA制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果	➤ 特色 ex) 学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版） ➤ 入試 ex) 入試情報、転学編入学 ➤ 取得可能な資格 ➤ 課外活動 ex) クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況 など	
財務情報	—	➤ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等	➤ 財務諸表等（国公立版）	—
その他	—	➤ 自己点検・評価の結果 ➤ 設置者の役員の氏名が記載された名簿 【任意項目】 ➤ 事業計画 など	➤ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果） ➤ 高等教育の修学支援新制度	—

認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第7号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	基準2 内部質保証 【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。	○ 学校教育法施行規則 第172条の2
大学改革支援・学位授与機構	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。	● 私立学校法 第63条の2 ● 教育職員免許法施行規則 第22条の6
日本高等教育評価機構	基準5. 経営・管理と財務 領域: 経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 基準項目5-1(経営の規律と誠実性) ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることができる。	● 独立行政法人通則法 第38条第3項(準用) ● 地方独立行政法人法 第34条第3項
大学・短期大学基準協会	基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス > テーマC ガバナンス 3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。	● 私立学校法 第47条第2項
大学教育質保証・評価センター	基準1 基盤評価: 法令適合性の保証 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組とする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。 ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。	※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

大学ポートレートについて

(独) 大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報を発信。(https://portraits.niad.ac.jp/)

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するために**教育情報を活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- ・学生（収容定員、学生数等）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

全国学生調査について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識**等について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和元、3、4、6年度と4回の試行実施を行い、**今後、調査方法・質問項目等の調査設計を固め、令和7年度以降に本格実施**。

背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界、海外の留学関係者等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

令和6年度（第4回試行実施）概要

【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学540校、短期大学131校

【調査方法】 以下のいずれか

- ① インターネット（WEB）調査
- ② 参加大学が実施する学生調査（大学独自の学生調査の中に本調査の質問項目を設定）

【調査時期】

- 令和6年10月28日～令和7年3月7日
（このうち、各大学において1か月程度の期間設定を推奨）

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- 一週間の生活時間 等 （選択式33問・記述式1問）

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果（個別大学の結果は非公表）や各質問項目の上位校（ポジティブリスト）を公表
- 参加大学には自大学の調査結果を教学IRとしてフィードバック

